

第24 消火器具

1 用語の定義

(1) 消火器具

消火器と簡易消火用具の総称をいう。

(2) 消火器

水その他消火剤（以下第24において「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び政令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）であって、「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号。以下「消火器規格省令」という。）の規定に適合するものをいう。

また、消火器規格省令第3条又は第4条に規定する消火試験により測定した能力単位の数値が1以上でなければならない。

(3) 大型消火器

能力単位の数値が、消火器規格省令第1条の2第13号に規定するA火災に適応するものにあっては10以上、同条第14号に規定するB火災に適応するものにあっては20以上であって、第24-1表の消火剤の量を有する消火器をいう。

第24-1表

消火剤	消火剤の量
水又は化学泡	80L以上
機械泡	20L以上
強化液	60L以上
ハロゲン化物	30kg以上
二酸化炭素	50kg以上
粉 末	20kg以上

(4) 簡易消火用具

水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩をいう。

(5) 住宅用消火器

消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。

(6) 水系等の消火器

水系等の消火器とは、水系統にあっては、消火器規格省令第1条の2第4号又は第6号に規定する水消火器又は強化液消火器、粉末系統にあっては、同条第10号に規定する粉末消火器をいう。

(7) 付加設置とは、省令第6条第3項から第5項までの規定に基づき設置するものをいう。

2 設置場所等

- 消火器具は、人の目に触れやすい場所で、通行上、避難上支障のない廊下又は通路、室の出入口付近に設けることを基本とすること。
- 消火器具は、防火対象物の階ごとに防火対象物の各部分及び設置を要する場所の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下（大型消火器は歩行距離が30m以下）となるように配置すること。
- 簡易消火用具は、設置する箇所ごとに、省令第6条第1項に規定する能力単位が1以上になるように設置すること。
- 省令第9条によるほか、次により設置すること。
 - 転倒防止措置を講じている場合は、取り出し易い措置が施されていること。
 - 厨房等で水が床に飛散する場所及び多湿の場所に設置する場合は、壁体に支持、架台に設置又は格納箱に収納等の措置を講じること。

- ウ 屋外又は風雨にさらされるおそれのある場所に設置する場合は、格納箱に収納する等の防護措置を講じること。
 - エ 工場等で蒸気、腐食性のガスが発生するおそれのある場所に設置する場合は、合成樹脂の覆い又は格納箱に収納等の環境に応じた防護措置を講じること。
 - オ 二酸化炭素を放射する消火器は、直射日光のあたる場所、高温の場所に設置しないこと。
- (5) 設置場所の制限
- 二酸化炭素、ハロゲン化物（ハロン1301を除く。）を放射する消火器は、次に掲げる防火対象物及び場所に設置してはならない。
 - ア 政令別表第1（16の2）項
 - イ 政令別表第1（16の3）項
 - ウ 換気について有効な開口部の面積が床面積の30分の1以下で、かつ、当該床面積が20m²以下の地階、無窓階又は居室

3 付加設置場所（省令第6条第3項から第5項）

- (1) 少量危険物、指定可燃物を貯蔵又は取扱う場所（第3項）
- (2) 変圧器、配電盤、その他これらに類する電気設備の設置場所（第4項）
 - ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く）
 - イ 燃料電池発電設備（条例第10条の2第2項又は第4項に規定するものを除く）
 - ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち固定して用いるもの（条例第14条第4項に規定するものを除く）
 - エ 蓄電池設備（蓄電池容量が10kWh以下のもの及び蓄電池容量が10kWhを超えるもので、蓄電池備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定める出火防止措置が講じられたものを除く）
- (3) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所（第5項）
 - ア 熱風炉
 - イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
 - ウ 据付面積2m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く）
 - エ 厨房設備（同一厨房室内に設ける複数の厨房設備の入力の合計が21kW以下かつ使用頻度が低いと認められるもの（飲食店の小規模の厨房設備、学校の家庭科実習教室の厨房設備を設置した場所は認められない）及び個人の住宅に設けるものを除く）
 - オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る）
 - カ ボイラー又は入力70kW以上の給油給湯設備（個人の住宅に設けるもの又は労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するものを除く）
 - キ 乾燥設備（個人の住宅に設けるものを除く）
 - ク サウナ設備（個人の住宅に設けるものを除く）
 - ケ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
 - コ 火花を生じる設備
 - サ 放電加工機

4 能力単位の算定

- (1) 電気設備がある場所の床面積は、次のいずれかにより算定すること。
 - ア 保安用の柵等がある場合は、その囲まれた面積によるものとする
 - イ キュービクル式の電気設備の場合は、当該電気設備の据え付け面積（水平投影面積による）
 - ウ ア、イ以外のものにあっては、電気設備の設置された室の面積
- (2) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する場所の床面積は、次のいずれかにより算定すること。
 - ア 室の形状を有するものにあっては、火気使用設備等の設置された室の面積
 - イ 火気使用設備等の据え付け面積（水平投影面積）

5 消火器具の配置

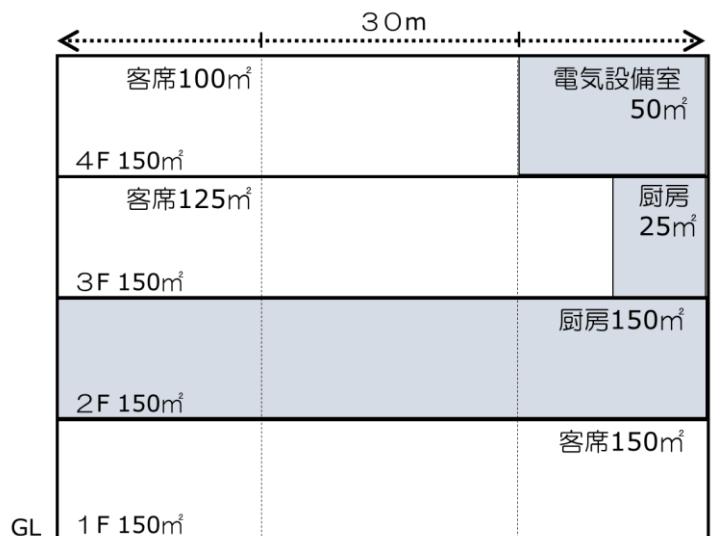
政令第10条第1項に基づき防火対象物に設置される消火器具が、同一の適応性を有し（電気火災については、適応する消火器に限る。）、かつ、省令第6条第3項から第5項までの規定により必要とされる能力単位、個数、歩行距離を満たす場合については、消火器具の重複した設置（※）を要さないこととして取扱うことができるものとする。（第4項については、政令第32条の規定を適用して重複した設置を省略することができる。この場合は、関係者からの特例申請を要しないこととするが、特例を適用した旨を防火対象物台帳等に明らかにしておくこと。◆）

なお、次の点に留意し指導すること。

※ 重複した設置とは、省令第6条第1項の規定により必要とされる能力単位を満たす消火器具とは別に、省令第6条第3項から第5項までの規定に基づく消火器具を個数の付加として設置することをいう。

- (1) 消火器具は、火災の初期段階に用いられる機動性の高い消火設備であること。
- (2) 消火器具の配置については、省令第6条第6項の規定で定められているが、付加設置の対象となる部分は、省令第6条第3項は「少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う場所」、第4項は「電気設備の設置場所」、第5項は「多量の火気を使用する場所」であるため、その要因となる場所付近や区画等の出入口付近への設置が望ましいこと。
- (3) 配置指導例

政令別表第1（3）項口 RC造（内装制限なし） 延べ面積600m²（各床面積150m²）
地上4階建て（第24-1図参照） 設置する消火器は粉末（ABC）消火器とする



第24-1図

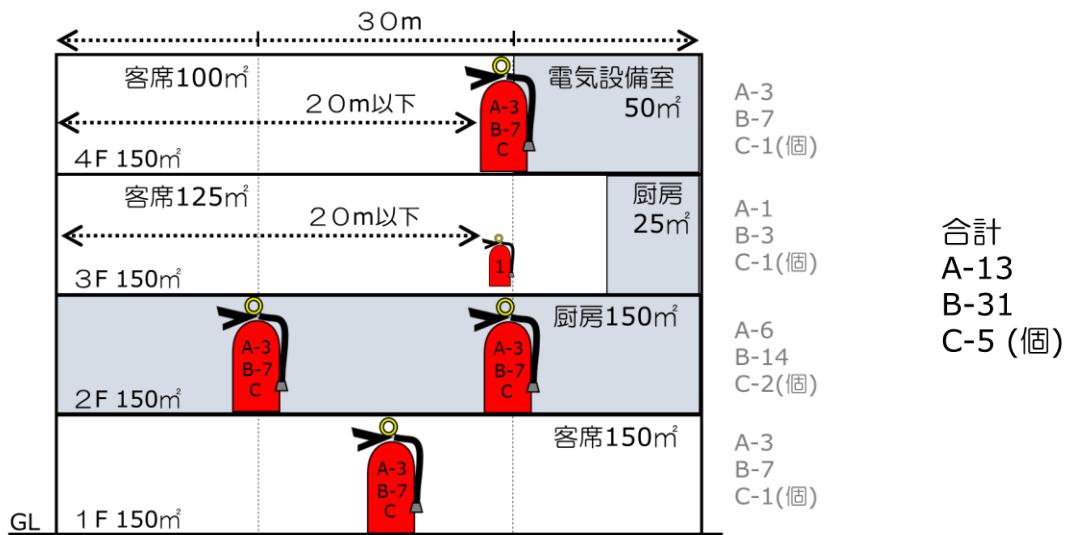
ア 当該対象物全体として必要な消火器具の能力単位、個数を算出する。

- ・省令第6条第1項 … 延べ面積600m²÷区分面積100m²=6単位
 - ・省令第6条第4項 … 電気設備室=1個
 - ・省令第6条第5項 … 厨房175m²÷25m²=7単位
- 能力単位の合計 A-13、B-0、C-1(個)

イ 複数階の防火対象物については、付加設置部分（場所）がある階ごとに必要能力単位、個数を算出する。◆

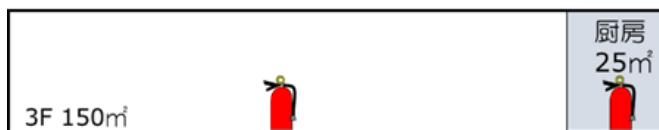
- ・4階：100m²以下そのため、C-1(個)
- ・3階：25÷25=A-1
- ・2階：150÷25=A-6

ウ 消火器具の配置については、要因となる場所や区画出入口付近への配置を優先すること。(第24-2図参照)



第24-2図

※ 3階部分については、上図(第24-2図)の配置で能力単位と歩行距離を満足しているが、留意事項に基づき下図(第24-3図)のような配置とすることが望ましい。◆



第24-3図

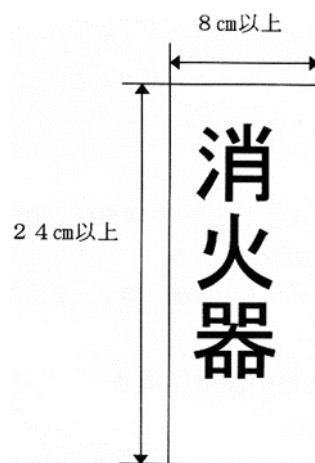
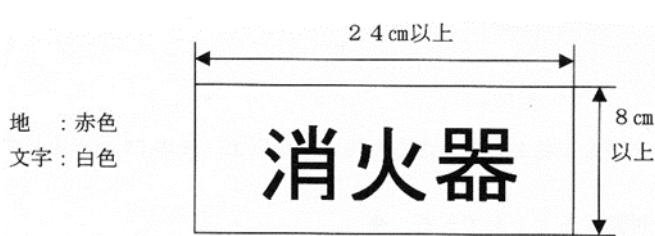
エ 配置された消火器具すべての能力単位、個数を合算し、アの数値以上となっているか確認する。

※ 複数階の防火対象物については、付加設置部分(場所)がある階ごとにイで求めた数値以上となっていることについても確認すること。◆

6 標識

- (1) 省令第9条第4号で規定する標識は、地を赤色、文字を白色とし、大きさを短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること(第24-4図参照)。◆
- (2) ピクトグラムの標識を設置する場合は、別記によること。

〔標識の大きさ〕



第24-4図 消火器の標識

別記**消火器の標識に係るピクトグラムの設置要領****1 設置要領**

- (1) 床置き、壁掛け等で、消火器を直接視認できる状態で設置する場合においては、消火器の標識に係るピクトグラム（以下「消火器のピクトグラム」という。）を設置すれば、政令第32条の規定を適用し、省令第9条第4号の規定に基づく「消火器」と表示した標識を設けないことができる。この場合、関係者からの特例申請は要しないものとする。
- (2) 消火器を格納箱等に収納し、消火器を直接視認できない状態で設置する場合においては、消火器のピクトグラムを設け、格納箱等に「消火器」と表示すること。
なお、「消火器」の表示の大きさ及び色等については、指定しないものとする。
- (3) 消火器のピクトグラムは、JIS Z 8210に適合するものとし、地を赤、消火器のシンボルを白で表すものとすること。
- (4) 消火器のピクトグラムの大きさは、9cm角以上のものとすること。
- (5) 消火器のピクトグラムは、床面からの高さが概ね0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。また、前(2)により、消火器を屋内消火栓等と近接して設置する場合には、消火器のピクトグラムの床面からの高さと屋内消火栓等の表示灯の高さを合わせること。
- (6) 消火器のピクトグラムは、多數の者が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に対し、優先的に設置すること。

2 留意事項

- (1) 消火器のピクトグラムの大きさ及び設置位置については、大規模空間などの設置場所の環境に応じ、視認性を考慮したものとすること。
- (2) 格納箱等に「消火器」又は「消火栓」等と表示する場合は、努めて英語などの言語を併記するよう指導すること。
- (3) 消火器のピクトグラムの設置等の指導は、事前相談等の機会をとらえて実施するとともに、防火対象物の関係者等に趣旨を説明し、理解を得るよう努めること。

消火器のピクトグラム